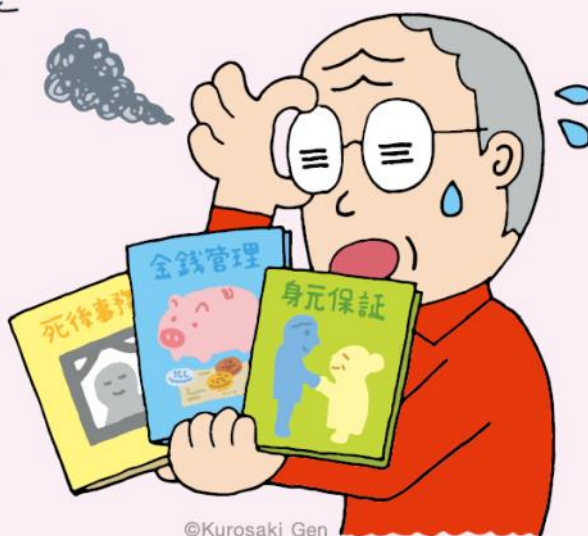


## 見守り 新鮮情報

白内障の手術を受けるにあたり、病院から**身元引受人**と連帯保証人を求められた。近くに身元引受人になってくれる人がおらず、知人に勧められて介護事業者に相談したところ、高齢者相談窓口のケアマネージャーを紹介された。そのケアマネージャーと一緒に**高齢者サポートサービス事業者**が

来訪し、**勧められるまま**に契約書に**サイン**をした。その後、契約書面をよく確認すると、身元引受人契約に加え、日常金銭管理や死亡後のことまでの生涯にわたる契約をしてしまったことに気が付いた。解約したい。  
(当事者：70歳代 男性)



©Kurosaki Gen

# 高齢者サポートサービス 契約内容を具体的に確認!

## ひとこと助言

しっかり  
確認して契約を



見守るくん

- 身元保証や日常生活の支援、死後事務等を行う高齢者サポートサービスは、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系が様々です。契約をする際には、自分の希望を整理した上で、しっかりと伝えましょう。
- サービス内容は希望にあっているかや料金、解約時の返金条件などをよく確認し、理解・納得できなければその場で契約せず、周囲の人に相談するなどして、十分に検討しましょう。
- 自治体が高齢者を支援する事業を実施している場合がありますので、まずは確認してみましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第431号 (2022年9月21日) 発行：独立行政法人国民生活センター

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 **829-1234** または **消費者ホットライン 188**

**時間 10時~17時 (土日祝も可 月曜定休)**